

令和7年度 市民憲法講座

平和憲法とは何か

馴染み深い「平和憲法」。しかし、戦禍が絶えず安全保障が拡大する今日、その意味をあらためて考える必要があります。

憲法は、権力の暴走による苦い経験から、過ちを繰り返さないための仕組みとして設計されました。憲法9条は、武力に関する権力の「元栓を閉じた」ようなものです。戦後、憲法を歯止めとして活用し、力の統制を図ってきました。

ところが近年、安全保障の議論から「憲法」が聞かれなくなり、基本方針の改定も示唆されています。このような時代、私たちにとって「平和主義」とは何を意味するのか、憲法の視点から、改めて考えてみたいと思います。



あおい みほ
講師：青井 未帆 さん
(学習院大学法科大学院教授)

【プロフィール】

●学習院大学法科大学院教授。東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得満期退学。信州大学准教授、成城大学准教授などを経て、2011年より現職。専門は憲法学。著書として『憲法と政治』（岩波新書）など。

令和8年

2月5日（木） 午後6:30～8:30（開場6:15）

▼参加方法

①会場で参加 入場無料・申込不要（定員40名、当日先着順）

三鷹ネットワーク大学

（三鷹市下連雀3-24-3三鷹駅前協同ビル3階）



②オンラインで参加

定員90名、先着申込制（締切：2月2日（月））

- ・事前にZoomアプリのダウンロードをお願いします。通信費は参加者負担となります。
- ・当日の視聴URLを2月4日(水)までにメールで送信します。
- ・講演会の内容の録画、録音、無断転載は禁止します。
- ・パソコンから申込をする方は以下のURLよりアクセスしてください。

<https://logoform.jp/form/ejBZ/1306816>



▼主 催：三鷹市・憲法を記念する三鷹市民の会

▼お問合せ：三鷹市企画部企画経営課 平和・人権・国際化推進係

電話：0422-29-9032 メール：kikaku@city.mitaka.lg.jp

手話通訳をご希望の方

1月27日（火）正午
までに企画経営課までお
申し込みください。

三鷹市では平和・人権・自治などの分野で、日常生活の中の身近な課題や最近話題となっている問題等に焦点を当てた講演会『市民憲法講座』を毎年開催しています。